

総合支援資金特例貸付を利用し、なおも生活困窮の状況が続く方は、自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、原則3か月までとする貸付期間を延長してご利用できる場合があります。

貸付延長となる方～次の3つの要件すべてに該当する方～

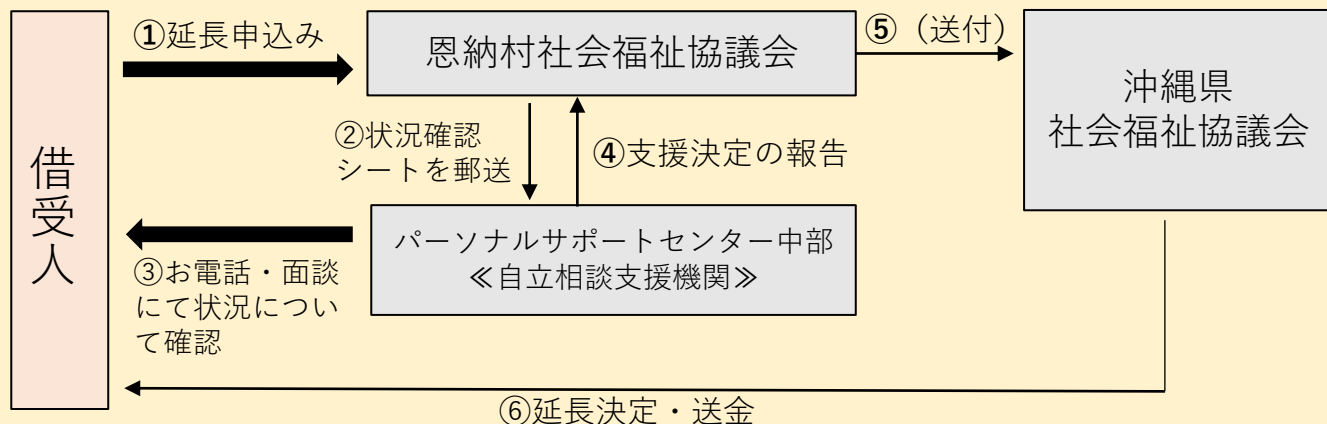
- ① 総合支援資金の特例貸付の初回貸付を受けており、令和2年10月までに3月目である貸付期間が到来すること。
- ② 貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯であること。
- ③ 生活困窮者自立支援法に基づく自立支援機関による支援を受けること。

※ 延長申請には所定の審査がございますので、審査の結果貸付の延長ができない場合があります。

手続きの流れ

総合支援資金の特例貸付の貸付延長に関する手続きの流れです。

恩納村社会福祉協議会の窓口で延長申込を行い、自立相談支援機関へ相談の調整を行います。自立相談支援機関の相談は電話または面談等にて行います。相談後に貸付延長ができるのか、できないのかが決定いたします。



恩納村社会福祉協議会の相談窓口は予約制となっており、下記の時間にて相談・申請の対応を致します。**郵送での申請をご希望される方は、記入時にご説明があるため下記までご連絡ください。**

電話予約先 : 098-966-1193 または 1150 担当：太田・砂川・池原
 窓口対応時間 : 平日 月曜日～金曜日 9：30～17：00
 窓口会場 : 恩納村社会福祉協議会（恩納村字恩納6302番地）

自立相談支援機関及び総合支援資金の特例貸付の 延長に関する Q&A

Q. 沖縄県内の自立相談支援機関はどこにありますか？

A. お住まいの市町村にあります。(町村は、沖縄県が設置しており、本島内4か所にあります)お住まいの地域の窓口は、「沖縄県内の自立相談支援機関 相談窓口一覧」をご確認下さい。こちらでもご確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

Q. 自立相談支援機関に支援を申し込むには何か必要ですか？

A. 相談支援の申込票を記載いただきますが、そのほかに、特段ご用意いただかなければならない書類はありません。

Q. 自立相談支援機関の支援決定は誰でも受けられますか？

A. 自立相談支援機関へのご相談はどなたでも可能です。

自立相談支援機関では、生活状況等のお話を聞かせていただき、支援が必要と判断される場合に、支援の決定を行いますが、生活状況等によっては、生活保護制度等、他の制度をご案内させていただくことがあります。

Q. 延長貸付は何回できますか？また何か月まで延長ができますか？

A. 1回(3か月以内)までです。

Q. 市区町村社会福祉協議会への延長申し込みには何か必要ですか？

A. 延長申請書、借用書(延長貸付分にかかる借用書)をご用意ください。

Q. 特例貸付の延長申し込みはいつまで出来ますか？

A. 令和2年12月末までとなります。